

上下水道局

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期・行政監査
- 2 監査対象 上下水道局
- 3 事前調査期間 平成21年6月26日から平成21年6月29日まで
- 4 監査期間 平成21年7月14日から平成21年7月15日まで
- 5 監査対象年度 平成20年度
- 6 監査対象事項 財務事務等
- 7 監査方法 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点をおいて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問により行った。

第2 監査対象の概要

上下水道局管理部及び技術部7課（中間組織は所管する所属に含める）の主な業務内容及び職員数（平成21年6月1日現在）は、次のとおりである。

（管理部）

【総務課】

諸規程の制定・改廃、公印の管守、文書の收受・発送・整理保存、職員の人事・給与・勤務条件・福利厚生・安全衛生、臨時的任用職員、労働組合、庁内取締・宿日直、広報広聴、日本水道協会・日本下水道協会、（社）地域資源循環技術センター・三重県農業集落排水事業連絡協議会、議会、監査、組織・事務改善、職員研修等、情報公開・個人情報保護、棚卸資産の収納・保管、災害対策、物品の購入・修繕、工事等の入札・契約、庁内営繕、車両の使用・管理、事業用無線局、企業用財産の取得・管理・処分、契約の履行状況、水路・管渠等の使用・加工許可・使用料賦課、水路・管渠等に係る道路・河川等の占用継続申請に関する業務等を所掌する。

（職員17名）

【経営企画課】

経営計画・企画、統計・調査、計画決定・認可申請、都市下水路指定、開発行為指導、雨水排水対策事業計画総括、広域水道事業促進協議会、流域下水道事業連絡調整、下水道事業運営委員会、水道水源保護施策、財政計画・資金計画、予算の調整・決算、出納取扱金融機関・現金・有価証券等の出納・保管、水道料金、下水道使用料・受益者負担金、企業債・一時借入金、固定資産台帳、業務状況・事業統計、会計システム運用・調整に関する業務等を所掌する。

（職員16名）

【営業課・水洗化普及室】

事業収入等の調定・収納・還付・滞納・欠損処分、納入通知書等の発行、上下水道料金等の口座振替事務、水道料金システムの運用管理・調整、業務統計連絡調整、電話交換、生活保護世帯に係る下水道使用料の減免申請、水洗化普及室、水道使用の開始・休止等、使用水量の用途・計量の認定、水道使用の監視・取締り、量水器の点検、計量事務・徴収事務委託、水道料金等の滞納に係る給水停止、コミュニティ・プラント・農業集落排水施設に係る使用料の調定、収納及び滞納整理、漏水等に係る下水道使用料の減免申請、給水装置工事業者の指定・指導、給水工事申請受付・審査・監督・検査、関係図書データ入力・保管、違反給水装置工事の取締、貯水槽水道

施設調査・指導、開発区域内の給水計画・配水計画、行政区域外給水、量水器取替、水洗化普及促進、排水設備・除害施設等の設置申請受付・審査・指導・検査、排水設備工事指定業者の指定・指導、排水設備の設計・工事施行、主管工事の監督・竣工検査、排水設備設置助成等、下水道受益者負担金調定賦課・口座振替事務等、公共下水道事業の供用開始、浄化槽の設置届出・補助申請、三重県浄化槽普及促進協議会、浄化槽の設置届・指導等、浄化槽保守点検業者の登録・指導等に関する事務を所掌する。（職員 27 名、再任用職員 4 名、嘱託職員 3 名）

（技術部）

【施設課・水質管理室・水源管理センター・日永浄化センター】

水道施設の修繕・建設改良・新設に係る電気機械設備工事の設計・施行、主管工事の監督及び竣工検査、水源管理センター・水質管理室の作業計画・連絡調整、水源施設統計、給水栓・水道施設の水質検査及び水質管理、水質検査データの管理、水質検査薬品の管理・保管、水道水質の検査依頼、水源施設の運転・維持管理、薬品・油脂の管理・保管、浄化センター・ポンプ場の修繕・建設改良・新設に係る電気機械設備工事の設計・施行、コミュニティ・プラント施設・農業集落排水処理場の修繕・建設改良・新設に係る電気機械設備工事の設計・施行、浄化センター・ポンプ場の作業計画、浄化センター・ポンプ場の運転管理・維持修繕・電気機械設備・器具の管理等を所掌する。（職員 53 名、再任用職員 1 名、嘱託職員 1 名）

【水道建設課】

水道施設の建設改良・新設に係る土木工事等の設計・施行、主管工事の監督・竣工検査、占用調整会議、水道施設管理情報システム、工事積算基準、開発区域内配水計画、鉛給水管解消事業等を所掌する。（職員 14 名、再任用職員 1 名）

【水道維持課】

配水細管に係る建設改良更新工事の設計・施行、主管工事の監督・竣工検査、配水管の洗管作業計画、道路・河川等の占用物件の管理、占用調整協議会、竣工図面の整理・管理、水道施設管理情報システム、水道工事に用資材・関連工法調査研究、消火栓に係る会計負担金、受託工事・関連配水細管改良工事の設計・施行、既設管に係る改良工事の設計・施行、修繕工事・維持管理に係る工事の設計・施行、水源施設の修繕に係る土木工事の設計・施行、配水管の維持管理・修繕、管末残留塩素・水圧の測定、漏水防止の調査・計画、直営工事に係る資機材の管理、修繕の受付、水道管の現場立会い、道路等関連工事による給水管等の移設工事の設計・施行等を所掌する。（職員 33 名、再任用職員 1 名）

【下水建設課】

公共下水道・都市下水路・コミュニティ・プラント施設・農業集落排水施設の建設改良・修繕に係る土木工事の設計・工事施行・維持管理、補助事業の申請、主管工事の監督及び竣工検査、事業補償、公共下水道台帳及び都市下水路台帳の整備保管、資材の管理、下水道工事に係る水道管移設工事の設計・施行等を所掌する。（職員 37 名、再任用職員 2 名）

第 3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として時間外勤務の状況、原課契約工事の執行状況、効率性改善への取組状況、各種委員会等の活動状況、負担金の執行状況及び業務棚卸表の妥当性について監査の結果、次の指摘事項及び所見のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、改善を要するものについてはその措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

< 各課共通事項 >

特になし

< 各課個別事項 >

【総務課】

特になし

【経営企画課】

特になし

【営業課・水洗化普及室】

(1) 現金等の管理について

郵便切手の管理について、郵便切手受払簿の残高と現在高が一致していないところの一部に見受けられた。今後、適正に受払いを記録し残高を確認するよう注意すること。

【注意事項】

(2) 自動車運行日誌について

自動車運行日誌において、給油量の記載漏れ等が見受けられた。四日市市上下水道局公用自動車等の管理及び使用に関する規程に基づき、運転者は燃料の使用状況を正確に記載し報告するよう注意すること。

【注意事項】

(3) 支出事務について

経費等の支払時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」が準用されているが、原課契約工事費の支払いにおいて、工事完了認定日から支払時期までの事務処理が遅延しているものが一部に見受けられた。期間内に適正な支出処理を行うよう注意すること。

【注意事項】

【施設課・水質管理室・水源管理センター・日永浄化センター】

(1) 業務委託契約について

業務委託契約の実績報告書に提出日の記載がないものがあったので、実績報告書の日付漏れがないよう注意すること。

【注意事項】

【水道建設課】

(1) 支出事務について

業務委託の支出において、見積書に日付漏れが一部に見受けられたので、見積書に日付漏れがないよう注意すること。

【注意事項】

(2) 自動車運行日誌について

自動車運行日誌において、所属長の確認印が漏れているものが一部に見受けられた。四日市市上下水道局公用自動車等の管理及び使用に関する規程に基づき、自動車運行日誌に確認漏れがないよう注意すること。

【注意事項】

【水道維持課】

特になし

【下水建設課】

(1) 旅費の支出について

市外日帰り旅費の支給にあたり、日当の算定誤りがあったので是正すること。

【是正改善事項】

2 所 見

<各課共通事項>

(1) 現金等の管理について

郵便切手の管理について、四日市市上下水道局文書取扱規程により、郵便切手受払簿を作成して管理することになっているが、統一した様式が定められていないため、各課が独自の様式を使用して管理している。郵便切手の残高を確認するため、その受払いを適正に記録するとともに、統一様式の作成を検討すること。

【検討事項】

上記対象課～【総務課】【営業課】

(2) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

ア 時間外勤務について、年間360時間を超える職員が多く見受けられた。職員の健康管理の面から、上下水道局全体で労務管理の徹底と業務の効率化、省力化を図り、時間外勤務の縮減に向け引き続き努力すること。

【努力要望事項】

上記対象課～【総務課】【経営企画課】【営業課・水洗化普及室】

【施設課・水質管理室・水源管理センター・日永浄化センター】

【水道建設課】【水道維持課】【下水建設課】

イ 特に、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消するための対応策を検討すること。

【検討事項】

* 過労死の労災認定基準: 発症前1か月間に概ね100時間以上又は発症前2か月ないし6か月間に、1か月あたり概ね80時間以上の時間外労働時間を過重業務の評価の目安としている。

上記対象課～【経営企画課】

<各課個別事項>

【総務課】

(1) 財産の使用許可について

ア 水道事業で土地を個人又は自治会等に通路やごみ集積場などとして無償で使用許可しているが、住民に対し十分な説明責任が果たせるよう、管財課と協議のうえ、早急に減免に関する基準の作成を検討すること。

【検討事項】

イ 下水道事業で土地を個人に宅地として有償で使用許可しているが、既にかかなりの年数を経過しているものが見受けられた。このような使用許可についても課題を整理し処理方針について検討すること。

【検討事項】

(2) 簿外資産について

青道等の水路敷で使用する用途のないものを払下げしているが、簿外資産を売却する場合、資産評価した時点で固定資産に計上して、売却した記録を残すこと。

【検討事項】

(3) 振替休日・代休について

職員が休日等に勤務した場合における振替休日や代休の取得について、労働組合と協議のうえ、明確な基準を作成すること。 【検討事項】

(4) 公用車の事故について

上下水道局全体で年間数件の車両による事故が発生している。職員の公用車運転に対する注意を喚起し、車両による事故を起こさないよう努力すること。 【努力要望事項】

(5) 負担金について

日本水道協会三重県支部に対する負担金については、毎年、年会費の合計額を超える繰越金があるので、事業内容や会費の見直し等を働きかけるよう努めること。

【努力要望事項】

(6) おいしい水道水のPRについて

本市の地下水を原水とするペットボトル飲料水「泗水の里」を、市制111周年記念ラベルで販売したが、今後においても本市のおいしい水道水のPRを積極的に行うため、「泗水の里」を有効に利用すること。 【努力要望事項】

【経営企画課】

(1) 受水費の見直しについて

本市の水道水源は、地下水を原水とする自己水源と木曾川用水系、三重用水系及び長良川水系からの受水によって賄っているが、県と責任水量や契約単価等について協議を行い、最も効率的かつ効果的な受水に努めるとともに、受水費の軽減に努めること。

【努力要望事項】

【営業課・水洗化普及室】

(1) 未収金の管理について

水道使用料等の未収金については、現在、収入調定単位で管理しているが、名寄せした世帯単位の管理も併せて行うことにより、効率的な取り組みが期待できるため、未収金の管理の手法として検討すること。 【検討事項】

(2) 委託契約について

収納業務の委託については、チェックポイントを明確にして委託内容の点検を厳格に行い、委託先への牽制を働かせることが大切であり、また、委託の成果等を検証すること。

【検討事項】

(3) 補助金の交付について

合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、浄化槽法に基づき年1回の法定検査を行うことを補助金交付の条件としているが、法定検査の受検率が低い中、交付条件が遵守されていない可能性がある。補助金の効果の観点から、交付条件が完全に履行されるような方策を検討すること。 【検討事項】

(4) 業務棚卸表の指標について

業務棚卸表において「公平な調定を行う」ための活動指標を漏水発見に伴う収入調定の更正件数としているが、宅内での漏水の発見件数を調定の公平性の確保を測る活動指標として設定することが適切かどうか検討すること。 【検討事項】

(5) 受益者負担金の滞納について

下水管の敷設に伴い、各戸に汚水柵が設置されるが、受益者負担金の支払いがなされなかった場合でも、汚水柵の使用は可能となっている。公平性の原則から不納欠損処分等を行う際には、公平性を担保する方法について検討すること。 【検討事項】

【施設課・水質管理室・水源管理センター・日永浄化センター】

(1) 地下水の取水協力費について

東員町への取水協力費について、東員町（自治会）に対しては平成20年度から支払いを取り止めることとし、土地改良区に対しては、引き続き、支出することとしている。協力費の積算にあたっては、過去の経緯や市町間の心情も十分に研究、考察し、早期に前向きな結果を出し、住民に対し十分な説明責任が果たせるよう努めること。【努力要望事項】

(2) 水質検査について

水道事業は、水の安定的な供給を通じて、市民の快適な暮らしを支えており、水源地、配水池や給水栓等の水質検査を定期的実施している。今後、より一層水質の安全性の確保に努め、市民が安心して水道水が飲めるよう、水質情報の提供にも努めること。

【努力要望事項】

(3) 配水施設等の耐震化について

配水池等の耐震化については、災害時におけるライフラインとしての役割が果たせるよう新しく策定される第2期水道施設整備計画に基づき、計画的な整備に努めること。

【努力要望事項】

(4) 業務棚卸表の指標について

下水道事業における業務棚卸表の2桁コードにかかる目標及び実績がすべて100%となっているが、現在設定している指標について、その目標を達成した場合には、新たな指標の設定を行うなど、適切な活動指標の設定を行うよう検討すること。 【検討事項】

(5) 燃料等の保管について

下水道事業の雨水ポンプ場の敷地内で燃料の盗難事故があったが、燃料は適正量を保有するとともに、盗難等の事故が発生しないよう保管体制についても検討すること。

【検討事項】

【水道建設課】

(1) 配水管布設替について

水の安定的な供給を確保するため、新しく策定される第2期水道施設整備計画の中で、老朽化した配水管の計画的な更新等に努めること。 【努力要望事項】

(2) 鉛給水管布設替について

家庭等に引き込む給水管の一部に使用されている鉛管の取替の未処理のものが1万1千件余残っている。その取替には多額の費用が見込まれるが、水道水の安全性に対する市民の期待に応えるべく、引き続き更新計画に基づき、計画的に鉛給水管の解消に努めること。 【努力要望事項】

【水道維持課】

特になし

【下水建設課】

(1) 工事の安全性、品質について

下水道事業の土木工事を中心に全国的に低落札の傾向が続いている。7月から変動型最低制限価格制度を実施しているが、健全で安定した業者を育成するとともに、工事の安全性を確保し、工事の質の低下を招かないよう努めること。 【努力要望事項】

(2) 業務委託契約について

業務委託契約について、平成20年度において件数で168件、総額で20億円を超える契約が一者単独随意契約となっており、中には一者で6億円を超える工事委託も2件含まれている。委託先、委託方法等について今後適宜見直しを行うなど、適正な執行管理に努めること。 【努力要望事項】